

利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第2条第2項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定等に関し必要な事項を審議するため、利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(対象施設)

第2条 審議の対象は、次に掲げる施設とする。

- (1) いわて子どもの森
- (2) 岩手県立福祉の里センター
- (3) ふれあいランド岩手

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員の任期は、当該調査審議が終了するまでの間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和7年3月31日をもって廃止する。